

第21期 第17回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日 時 令和6年5月13日（月） 15:00から

場 所 佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県庁新館10階 農林水産部内会議室（中央南）

次 第

1	開 会	
2	会長挨拶	
3	議 事	
	(1) コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について（協議）	P 3～15
	(2) 令和6年度コイの義務放流免除について（協議）	P 16～19
	(3) 委員会指示の適用除外について（協議）	P 20～25
	(4) その他	
4	閉 会	

出席者名簿

佐賀県内水面漁場管理委員会

委員	有吉	敏和	様
委員	坂本	兼吾	様
委員	中村	さやか	様
委員	藤村	美穂	様
委員	青木	正敏	様
委員	田中	和宏	様
委員	草野	剛	様
委員	今川	一洋	様

海区漁業調整委員会事務局

事務局長	江口	泰蔵
副事務局長	木原	康治

佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

係長	伊藤	毅史
主事	江頭	千優

◎佐賀県内水面漁場管理委員会指示第6 5号（案）

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和6年5月 日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 有 吉 敏 和

1 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の内水面に放流してはならない。ただし、県内の内水面で採捕したコイをその場で再放流する場合は、この限りでない。

- （1） 県内外の公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面で採捕されたコイ
- （2） コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場で養殖されたコイ
- （3） PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、その結果コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ群のコイ

2 指示の期間 令和6年5月18日から令和7年5月17日まで



暮らし・子育て



健康・福祉



しごと・産業



観光・文化・スポーツ



県土・まちづくり



県政情報

ホーム > 分類から探す > 県政情報 > 条例・規則・公報 > 佐賀県公報・公示・審議会情報 > 公示 > 令和5年 > 5月 > 漁業法に基づくコイの放流禁止
ホーム > 組織(部署)から探す > 農林水産部 > 水産課 > 漁業法に基づくコイの放流禁止

漁業法に基づくコイの放流禁止

最終更新日：2023年5月15日 | 農林水産部 水産課 TEL：0952-25-7144 FAX：0952-25-7274 [✉suisan@pref.saga.lg.jp](mailto:suisan@pref.saga.lg.jp)

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和5年5月15日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 有 吉 敏 和

1 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の内水面に放流してはならない。ただし、県内の内水面で採捕したコイをその場で再放流する場合は、この限りでない。

- (1) 県内外の公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面で採捕されたコイ
- (2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場で養殖されたコイ
- (3) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、その結果コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ群のコイ

2 指示の期間

令和5年5月18日から令和6年5月17日まで

このページに関する
お問い合わせは

農林水産部 水産課
電話：0952-25-7144
ファックス：0952-25-7274
[✉suisan@pref.saga.lg.jp](mailto:suisan@pref.saga.lg.jp)

(ID:96674)



※資料としてPDFファイルが添付されている場合は、Adobe Acrobat(R)が必要です。
PDF書類をご覧になる場合は、Adobe Readerが必要です。正しく表示されない場合、最新バージョンをご利用ください。

[別ウィンドウで開きます](#)

[ページの先頭へ](#)

[ホームページについて](#) [携帯（ガラケー）サイト](#) [リンク集](#) [サイトマップ](#)

内水面漁場管理委員会指示一覧表

令和5年12月13日現在

指示番号	指示年月日	一部改正 年月日	指 示 事 項	有効年月日	改廃年月日
内61号	令2・7・30	〃	筑後大堰堰軸から上流・下流300メートルの間水産動物の採捕禁止	令7・7・31	現存
内64号	令5・5・15	-	県内すべての川のコイの持ち出し禁止 令和5年5月18日～令和6年5月17日	令6・5・17	現存
内65号	令5.12.13	-	2月1日から2月末までヤマメ採捕禁止	令10.12.31	現存
内66号	令5.12.13	-	六角川のうち河口堰から住ノ江橋までの間、ムツゴロウの採捕禁止	令10.12.31	現存
内67号	令5.12.13	-	北山ダム及び同ダム流入河川における投網使用での魚類採捕禁止期間（4.1～5.31）禁止	令10.12.31	現存
内68号	令5.12.13	-	佐賀市大和町の嘉瀬川の頭首工から惣座橋まで魚類採捕禁止	令10.12.31	現存
内59号	令5.12.13	-	松浦大堰堰軸から上流・下流50メートルの間水産動物の採捕禁止	令10.12.31	現存

漁業法（抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第二百二十条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

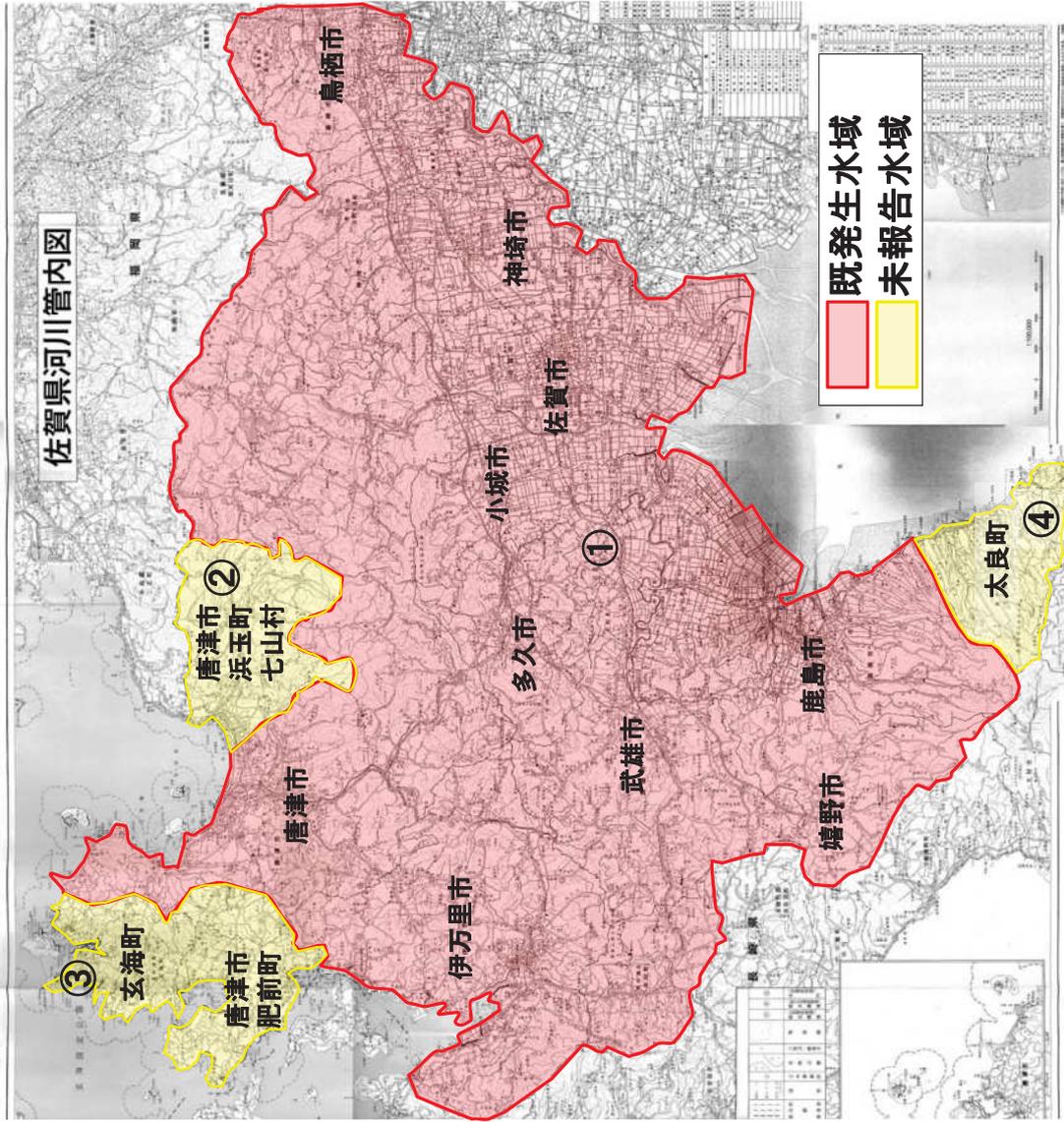
（内水面漁場管理委員会）

第七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。



コイヘルペスウイルス(KHV)病発生状況：旧市町村別 (令和6年4月30日現在)

平成16年度	市町村	死亡数	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村)	12,383	市町村	0
	唐津市(旧唐津市、相知町、北渡多村)	209	佐賀市(旧佐賀市)	1
	鳥栖市	214	唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7
	多久市	44	武雄市	79
	伊万里市	1	嬉野市(旧嬉野町)	3
	武雄市(旧武雄市)	13	4市	90
	小城市(旧小城市、三日月町、芦刈町)	570	平成20年度	
	嬉野市(旧塩田町)	3	市町村	死亡数
	川副町	5,295	発生確認なし	0
	東与賀町	3,264	市町村	死亡数
	久保田町	2,563	鳥栖市	27
	吉野ヶ里町(旧三田川町)	373	1市	27
	みやき町(旧中原町、北窓安町、三根町)	954	平成21年度	
	上峰町	1,615	市町村	死亡数
	10市6町	27,658	有田町	85
			1町	85
			平成22年度	
			市町村	死亡数
			有田町	85
			1町	85
			平成23年度	
			市町村	死亡数
			発生確認なし	0
			平成24年度	
			市町村	死亡数
			発生確認なし	0
			平成25年度	
			市町村	死亡数
			市町村	死亡数
			発生確認なし	0
			平成26年度	
			市町村	死亡数
			発生確認なし	0
			平成27年度	
			市町村	死亡数
			発生確認なし	0
			平成28年度	
			市町村	死亡数
			発生確認なし	0

平成17年度	市町村	死亡数	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	65	市町村	死亡数
	鳥栖市	7	発生確認なし	0
	鹿島市	5	平成18年度	
	伊万里市	14	市町村	死亡数
	武雄市	12	佐賀市(旧佐賀市)	3
	嬉野市(旧塩田町)	7	神埼市(旧神埼町)	1
	白石町(旧白石町、有明町)	372	武雄市	9
	有田町(旧西有田町)	5	鳥栖市	9
	6市2町	487	4市	22

平成18年度	市町村	死亡数	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	3	市町村	死亡数
	神埼市(旧神埼町)	1	発生確認なし	0
	武雄市	9	平成19年度	
	鳥栖市	9	市町村	死亡数
	4市	22	佐賀市(旧佐賀市)	1
			唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7
			武雄市	79
			嬉野市(旧嬉野町)	3
			4市	90

平成19年度	市町村	死亡数	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数
	唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7	発生確認なし	0
	武雄市	79	平成20年度	
	嬉野市(旧嬉野町)	3	市町村	死亡数
	4市	90	発生確認なし	0

平成20年度	市町村	死亡数	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数
	唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7	発生確認なし	0
	武雄市	79	平成21年度	
	嬉野市(旧嬉野町)	3	市町村	死亡数
	4市	90	発生確認なし	0

平成21年度	市町村	死亡数	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数
	唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7	発生確認なし	0
	武雄市	79	平成22年度	
	嬉野市(旧嬉野町)	3	市町村	死亡数
	4市	90	発生確認なし	0

平成22年度	市町村	死亡数	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数
	唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7	発生確認なし	0
	武雄市	79	平成23年度	
	嬉野市(旧嬉野町)	3	市町村	死亡数
	4市	90	発生確認なし	0

平成23年度	市町村	死亡数	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数
	唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7	発生確認なし	0
	武雄市	79	平成24年度	
	嬉野市(旧嬉野町)	3	市町村	死亡数
	4市	90	発生確認なし	0

平成24年度	市町村	死亡数	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数
	唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7	発生確認なし	0
	武雄市	79	平成25年度	
	嬉野市(旧嬉野町)	3	市町村	死亡数
	4市	90	発生確認なし	0

平成25年度	市町村	死亡数	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数
	唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7	発生確認なし	0
	武雄市	79	平成26年度	
	嬉野市(旧嬉野町)	3	市町村	死亡数
	4市	90	発生確認なし	0

平成26年度	市町村	死亡数	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数
	唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7	発生確認なし	0
	武雄市	79	平成27年度	
	嬉野市(旧嬉野町)	3	市町村	死亡数
	4市	90	発生確認なし	0

平成27年度	市町村	死亡数	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数
	唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7	発生確認なし	0
	武雄市	79	平成28年度	
	嬉野市(旧嬉野町)	3	市町村	死亡数
	4市	90	発生確認なし	0

平成28年度	市町村	死亡数	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数
	唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7	発生確認なし	0
	武雄市	79	平成29年度	
	嬉野市(旧嬉野町)	3	市町村	死亡数
	4市	90	発生確認なし	0

平成29年度	市町村	死亡数	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数
	唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7	発生確認なし	0
	武雄市	79	平成30年度	
	嬉野市(旧嬉野町)	3	市町村	死亡数
	4市	90	発生確認なし	0

平成30年度	市町村	死亡数	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数
	唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7	発生確認なし	0
	武雄市	79	平成31年度(令和元年度、2019年度)	
	嬉野市(旧嬉野町)	3	市町村	死亡数
	4市	90	発生確認なし	0

平成31年度(令和元年度、2019年度)	市町村	死亡数	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数
	唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7	発生確認なし	0
	武雄市	79	令和2年度(2020年度)	
	嬉野市(旧嬉野町)	3	市町村	死亡数
	4市	90	発生確認なし	0

令和2年度(2020年度)	市町村	死亡数	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数
	唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7	発生確認なし	0
	武雄市	79	令和3年度(2021年度)	
	嬉野市(旧嬉野町)	3	市町村	死亡数
	4市	90	発生確認なし	0

令和3年度(2021年度)	市町村	死亡数	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数
	唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7	発生確認なし	0
	武雄市	79	令和4年度(2022年度)	
	嬉野市(旧嬉野町)	3	市町村	死亡数
	4市	90	発生確認なし	0

令和4年度(2022年度)	市町村	死亡数	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数
	唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7	発生確認なし	0
	武雄市	79	令和5年度(2023年度)	
	嬉野市(旧嬉野町)	3	市町村	死亡数
	4市	90	発生確認なし	0

令和5年度(2023年度)	市町村	死亡数	市町村	死亡数
	佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数
	唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7	発生確認なし	0
	武雄市	79	令和6年度(令和7年度)	
	嬉野市(旧嬉野町)	3	市町村	死亡数
	4市	90	発生確認なし	0

コイヘルペスウイルス(KHV)病対応区分：旧市町村区分

- KHV病検査対象旧市町村
太良町、玄海町、旧呼子町、旧鏡西町、旧肥前町、旧浜玉町、旧七山村の旧7町村
- KHV検査を実施しない旧市町村：KHV病が既に確認されている旧市町村、KHV病は未報告だが既発生水系の流域である旧市町村
上記以外の地区(旧市町村区分)



水産第545号
令和6年4月30日

各内水面漁協 ご担当者 様

佐賀県水産課長

水温上昇期におけるKHV病対策について（依頼）

日頃から、本県水産業の振興に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成16年5月に県内で初めて発生が確認されたKHV病については、平成22年8月に斃死の報告があつて以来、県内での発生は認められていません。

しかし、このウイルスは15～25℃で活発に活動することから、水温が上昇するこれから先、再発や新たな発生の恐れがあります。

つきましては、現在、県内全域にコイの持ち込み、放流を禁止する等の内水面漁場管理委員会指示を発動しておりますので、引き続き遵守していただくとともに、コイの斃死があつた場合には、最寄りの市町役場（内水面担当課）、または下記担当あてに速やかに御連絡くださいますようお願いいたします。

担当：佐賀県農林水産部水産課
玄海創生・栽培資源担当 東・江口

TEL：0952-25-7144

FAX：0952-25-7274

休日連絡先：090-6779-9806

（有明水産振興センター公用携帯）



水産第545号
令和6年4月30日

各河川事務所長 様
各市町村長 様

佐賀県水産課長

水温上昇期におけるKHV病対策について（依頼）

平成16年5月に県内で初めて発生が確認されたKHV病については、現在までに県内各地で発生が確認されています。その間、まん延防止のために、大変な御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

KHV病によると思われるコイの斃死報告数は、平成16年度が約28千尾であったものが、平成17年度から平成22年度まで0～500尾で推移し、平成23年度以降は斃死の報告はありません。

しかしながら、このウイルスは15～25℃で活発に活動することから、水温が上昇するこれから先、再発及び新たな発生の恐れがあります。

つきましては、現在、県内全域にコイの持ち込み、放流を禁止する等の内水面漁場管理委員会指示を発動しておりますので、引き続き遵守していただくよう関係者に対し、一層の周知をお願いするとともに、異常なコイに関する通報があった場合には、昨年引き続きKHV病対応マニュアルに従った対応をしていただくようお願いいたします。

また、関係機関のKHV等担当者名簿を作成したいと思っておりますので、別添様式により、令和6年5月24日（金）までに、下記担当までメールで回答をお願いします。

佐賀県 農林水産部 水産課
玄海創生・栽培資源担当 東、江口
TEL : 0952-25-7144
E-mail : higashi-kazukia@pref.saga.lg.jp

KHV病対応マニュアル

令和6年4月

佐賀県農林水産部水産課

本マニュアルに関して、不明な点がございましたら、
佐賀県農林水産部水産課 玄海創生・栽培資源担当（メール：
higashi-kazukia@pref.saga.lg.jp、TEL：0952-25-7144）までご
連絡下さい。

目次

コイの異常を発見、または通報があった場合に最初に確認すること

作業内容

- I. 天然水域
 - 【検査対象地区となっている場合】
 - 【検査対象地区となっていない場合】
- II. 釣り堀・個人の池
 - 【検査対象地区となっている場合】
 - 【検査対象地区となっていない場合】
- III. 養殖場

連絡先

平日
土日曜・祝日

コイの異常を発見、または通報があった場合に最初に確認すること

- 天然水域（河川、クリーク、池など）、釣り堀・個人の池、養殖場で、コイの異常や斃死ゴイ発見の通報を受けた関係機関は、
 - ・「コイだけが斃死している場合（KHV病が疑われる場合）」か
 - ・「コイ等、コイ以外も斃死している場合」か以上、2点を確認してください。
- 前者の場合には、該当の関係機関は、次の「作業内容」に従って、斃死状況の記録、斃死ゴイの処分等を行ない、県水産課までご連絡ください。
- 後者の場合には、最寄りの保健福祉事務所に対し、通常の対応をするよう要請してください。調査票提出の必要はありません。

作業内容

- 現場に到着したら、はじめに、発見者の連絡先、通報時刻、場所、斃死ゴイの尾数・種類など、斃死状況を別添の調査票に記録してください。
- 次に、現場が検査対象地区かどうか確認してください。

検査対象地区

唐津市（浜玉町、呼子町、鎮西町、肥前町、七山村）、玄海町、太良町

I. 天然水域

【検査対象地区となっている場合】

- 斃死状況の記録が終わったら、検査用の検体（3尾程度）を採取してください。但し、検査は、腐敗が進んだ検体では実施できませんので、検体は、極力、斃死直後と思われるもの、異常な遊泳行動をしているもの、弱っているものを選んで採取してください。
- 採取した検体は、次の1. 2. 3. のうち、いずれかの方法で処理後、個別にビニール袋に入れて冷蔵保存（発泡スチロール容器又はクーラーボックスなどに氷を入れてください）し、直ちに、玄海水産振興センター、または有明水産振興センターに連絡（下記連絡先参照）して調査票と共に持ち込んでください。
 1. コイをそのまま。
 2. コイの頭部だけを切り取って。
 3. エラ蓋をハサミで取り除き、露出したエラを2～3枚、ハサミで切り取って。
- 上記の2、又は3の方法で処理する場合には、使用する包丁やハサミ等は、別々

のものを使用してください。

- 当日、水産振興センターに持ち込めない場合は、検体を冷凍保存して水産振興センターの指示に従ってください。
なお、土・日曜、祝祭日の連絡は、有明水産振興センター公用携帯（下記連絡先参照）までお願いします。
- 検体の採取が終わったら、速やかに、斃死ゴイを回収し、焼却処分場などの専用の施設で適正に処分していただきますよう協力をお願いします。
- 斃死ゴイの回収、処分が終わったら、調査票により結果を
県水産課までFAX（0952-25-7274）してください。

【検査対象地区となっていない場合】

- 検査用の検体採取の必要はありません。斃死しているコイを速やかに回収、処分し、その後、調査票により回収実績を県水産課までFAXしてください。

II. 釣り堀・個人の池

【検査対象地区となっている場合】

- この場合、当該所有者に対して、KHV病の検査をする前に、次の2点について同意を得ておいてください。
 1. 結果は公表されること。
 2. 陽性が確定した場合には、生き残っているコイも含め、速やかに処分する必要があること。
- 検査用の検体の採取、持ち込み方法、斃死コイの処分方法、水産課への連絡等は、天然水域と同様です。

【検査対象地区となっていない場合】

- 検査用の検体採取の必要はありません。斃死したコイについてのみ、速やかに回収、処分を行い、その後、回収実績を県水産課までFAXしてください。
- この場合、既に周辺地域は、感染地域となっておりますので、池に生き残ったコイを処分する必要はありません。
- ただし、その後、生き残ったコイが斃死した場合は、速やかに回収し、適正に処分するよう所有者に要請してください。
- なお、釣り堀については、県内外にコイの移動（出荷、釣り客のコイの持ち帰り）を行っている場合、まん延防止の観点から検査を実施し、移動禁止等の措置を行う必要がありますので、その事実を確認してください。

Ⅲ. 養殖場

- 養殖場からコイの異常や斃死ゴイ発見の通報を受けた場合は、速やかに有明水産振興センターに連絡してください。
- 養殖場の周辺地域が、KHV病が確認されている、いないに関わらず、検査を行う必要があります。
- 現場の状況の聞き取り、検査用の検体の採集等は、センター職員が実施します。
- この場合、センター職員が現場に不慣れと考えられることから、市町職員の立ち会いをお願いします。
- また、斃死したコイの処分についても、御協力をお願いします。

連絡先

平日

佐賀県農林水産部水産課 玄海創生・栽培資源担当（TEL：0952-25-7144）
（FAX：0952-25-7274）

玄海水産振興センター（TEL：0955-74-3021）

検査対象市町村

唐津市（浜玉町、呼子町、鎮西町、肥前町、七山村）、玄海町

有明水産振興センター（TEL：0952-66-2000）

検査対象市町村

太良町

土・日曜、祝祭日

有明水産振興センター公用携帯（TEL：090-6779-9806）

検査対象市町村

唐津市（浜玉町、呼子町、鎮西町、肥前町、七山村）、玄海町、太良町

議 題 2

(案)

内 水 委 第 号
令和 6 年 5 月 日

佐賀県知事 山 口 祥 義 様

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 有 吉 敏 和

令和 6 年度のコイの義務放流免除について（依頼）

第 5 種共同漁業権に係る令和 6 年度増殖目標量については、別添公告のとおり決定し、その完全実施についてご指導をお願いしたところですが、令和 6 年 5 月 13 日開催の第 21 期第 17 回佐賀県内水面漁場管理委員会での協議の結果、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るためには今年度もコイの義務放流は免除すべきとの結論に至りましたので、速やかに必要な措置を講じられますようお願いいたします。

担 当：佐賀県水産課 漁業調整担当 伊藤、江頭
(内水面漁場管理委員会事務局)
電 話：0952-25-7145
FAX：0952-25-7274



くらし・子育て



健康・福祉



しごと・産業



観光・文化・スポーツ



県土・まちづくり



県政情報

[ホーム](#) > [分類から探す](#) > [県政情報](#) > [条例・規則・公報](#) > [佐賀県公報・公示・審議会情報](#) > [公示](#) > [令和6年](#) > [2月](#)
> [第5種共同漁業権に係る令和6年度増殖目標量](#)

[ホーム](#) > [組織\(部署\)から探す](#) > [農林水産部](#) > [水産課](#) > [第5種共同漁業権に係る令和6年度増殖目標量](#)

第5種共同漁業権に係る令和6年度増殖目標量

最終更新日：2024年3月5日 | [農林水産部](#) [水産課](#) TEL：0952-25-7144 FAX：0952-25-7274 [✉suisan@pref.saga.lg.jp](mailto:suisan@pref.saga.lg.jp)

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第3項の規定により、令和6年度における第5種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定めた。

令和6年2月20日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 有 吉 敏 和

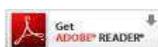
 [第5種共同漁業権に係る令和6年度増殖目標量](#)  (PDF：73キロバイト)

このページに関する
お問い合わせは

農林水産部 水産課
電話：0952-25-7144
ファックス：0952-25-7274
[✉suisan@pref.saga.lg.jp](mailto:suisan@pref.saga.lg.jp)

(ID:101222)

 このマークがついているリンクは別ウィンドウで開きます



※資料としてPDFファイルが添付されている場合は、Adobe Acrobat(R)が必要です。
PDF書類をご覧になる場合は、Adobe Readerが必要です。正しく表示されない場合、最新バージョンをご利用ください。

[別ウィンドウで開きます](#)

第5種共同漁業権に係る令和6年度増殖目標量

漁業権番号	漁業協同組合名	魚種名	義務放流数量	寸法	産卵場造成	禁漁期間及び禁漁区域 (漁業調整規則及び行使規則で定めているものを除く。)	特記事項
内共第1号	古湯地区	ヤマメ	250kg	全長 20cm	—		
		コイ	100kg	” 20cm	—		
		オイカワ・カワムツ	10kg	” 10cm	—		
内共第2号	玉島川	ヤマメ	260kg	全長 18cm	—		
		アユ	510kg	” 10~17cm	—		
		コイ	40kg	” 40cm	—		
		オイカワ・カワムツ	4kg	” 8cm	—		
		ウナギ	8kg	” 30cm	—		
		シロウオ	—	— —	—		
		モクズガニ	500kg	甲幅 4cm	—		
内共第3号	相知町伊岐佐	ヤマメ	15kg	全長 11cm	—		
		アユ	12kg	” 10cm	—		
		コイ	18kg	” 25cm	—		
		フナ	10kg	” 17cm	—		
		オイカワ・カワムツ	1kg	” 10cm	—		
		モクズガニ	25kg	甲幅 5cm	—		
筑後川 内共第3号	佐賀県有明海	コイ	250kg	全長 10cm	—		
		フナ	90kg	” 22cm	—		
		ウナギ	280kg	” 25cm	—		
		テナガエビ	70kg	” 5cm	—		
		モクズガニ	120kg	甲幅 4cm	—		

(案)

水 産 第 号
令和6年(2024年)5月 日

各内水面漁業協同組合 代表理事組合長 様

佐賀県農林水産部水産課長

令和6年度のコイの義務放流免除について (通知)

令和6年度のコイの義務放流については、令和6年3月30日付け水産第号で放流量を示すとともにその完全実施を指導したところですが、コイヘルペスウイルス病感染域の拡大防止のため、今年度のコイの義務放流を免除することとしたので通知します。

なお、コイの放流を中止しても義務放流を怠ったことにはならないことを申し添えます。

担 当 : 水産課漁業調整担当 伊藤、江頭
電 話 : 0952-25-7145
FAX : 0952-25-7274



議 題 3

佐賀県内水面漁場管理委員会指示第 66 号の適用除外申請書

国九整武流治第 20 号

令和 6 年 4 月 30 日

佐賀県内水面漁場管理委員会

会長 有吉 敏和 様

住所 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 745

氏名 国土交通省 九州地方整備局

武雄河川事務所長 寺尾 直樹

(公印省略)

佐賀県内水面漁場管理委員会指示の適用除外について (申請)

下記により適用除外を受けたいので申請します。

記

- 1 適用除外を申請する委員会指示
佐賀県内水面漁場管理委員会指示第 66 号
- 2 適用除外の目的・理由
六角川水系の環境調査の一環として、六角川および牛津川において魚類調査を実施するものである。
- 3 適用除外の期間
許可を受けた日から令和 7 年 2 月 28 日の期間中に 3 回、各 5 日間程度。
- 4 調査を実施する者の住所及び氏名
27 名 (別紙 1)
- 5 調査に使用する船舶
船舶は使用しない
- 6 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量
ムツゴロウ 20 個体
捕獲した個体は計測後に、元の場所に放流する。

7 調査方法

投網、タモ網、定置網、サデ網、延縄、どう、カゴ網、セルビン、地曳網、稚魚ネット
による捕獲（別紙2）

8 調査区域

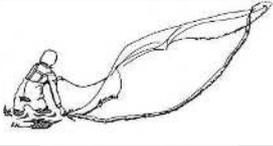
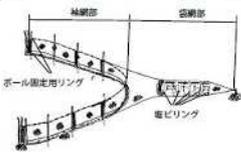
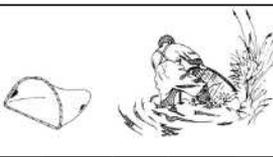
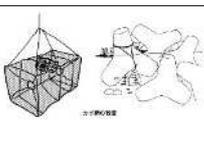
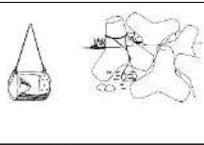
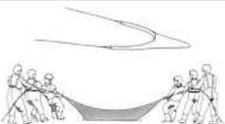
六角川河口堰～住之江橋までの区間（別紙3）

(別紙 1)

表 1 採捕従事者一覧

村上 佐知	株式会社 建設環境研究所	福岡県福岡市博多区奈良屋町 2-1 博多蔵本太田ビル 7F
豊國 法文	株式会社 建設環境研究所	福岡県福岡市博多区奈良屋町 2-1 博多蔵本太田ビル 7F
青木 新吾	株式会社 建設環境研究所	福岡県福岡市博多区奈良屋町 2-1 博多蔵本太田ビル 7F
伊東 悠介	株式会社 建設環境研究所	福岡県福岡市博多区奈良屋町 2-1 博多蔵本太田ビル 7F
周 元植	株式会社 建設環境研究所	福岡県福岡市博多区奈良屋町 2-1 博多蔵本太田ビル 7F
安井 成生	株式会社 建設環境研究所	東京都豊島区東池袋 2-23-2 いちご池袋イーストビル
赤司 英治	株式会社 建設環境研究所	福岡県福岡市博多区奈良屋町 2-1 博多蔵本太田ビル 7F
青木 卓也	株式会社 建設環境研究所	福岡県福岡市博多区奈良屋町 2-1 博多蔵本太田ビル 7F
小高 恭平	株式会社 建設環境研究所	福岡県福岡市博多区奈良屋町 2-1 博多蔵本太田ビル 7F
嶋田 久美子	株式会社 建設環境研究所	福岡県福岡市博多区奈良屋町 2-1 博多蔵本太田ビル 7F
中山 雄介	株式会社 建設環境研究所	福岡県福岡市博多区奈良屋町 2-1 博多蔵本太田ビル 7F
松井 千佳	株式会社 建設環境研究所	福岡県福岡市博多区奈良屋町 2-1 博多蔵本太田ビル 7F
竹本 進	株式会社 建設環境研究所	福岡県福岡市博多区奈良屋町 2-1 博多蔵本太田ビル 7F
田中 敦司	株式会社 建設環境研究所	福岡県福岡市博多区奈良屋町 2-1 博多蔵本太田ビル 7F
花木 良	株式会社 建設環境研究所	福岡県福岡市博多区奈良屋町 2-1 博多蔵本太田ビル 7F
牛ノ浜 健	株式会社 アクアガイド	福岡県福津市津屋崎 8 丁目 17-16
尹 敬華	株式会社 アクアガイド	福岡県福津市津屋崎 8 丁目 17-16
岡 昭穂	株式会社 アクアガイド	福岡県福津市津屋崎 8 丁目 17-16
渡邊ケーキ	株式会社 アクアガイド	福岡県福津市津屋崎 8 丁目 17-16
永島 洋次郎	株式会社 アクアガイド	福岡県福津市津屋崎 8 丁目 17-16
佐内 亮	株式会社 アクアガイド	福岡県福津市津屋崎 8 丁目 17-16
古野 忠	株式会社 アクアガイド	福岡県福津市津屋崎 8 丁目 17-16
杉原 勝次	株式会社 アクアガイド	福岡県福津市津屋崎 8 丁目 17-16
藤本 繁	株式会社 アクアガイド	福岡県福津市津屋崎 8 丁目 17-16
田中 翔大	株式会社 アクアガイド	福岡県福津市津屋崎 8 丁目 17-16
下村 勇貴	株式会社 アクアガイド	福岡県福津市津屋崎 8 丁目 17-16
田中 侑弥	株式会社 アクアガイド	福岡県福津市津屋崎 8 丁目 17-16

表 2 使用する主な機器

調査方法	漁具使用イメージ	規格・使用目的等
投網		目合：12mm および 18mm ・主に水深が浅い場所に生息する遊泳性魚類の採捕を行う。 ・流速が速い場所でも採捕可能、瀬の魚類相把握に適している。
タモ網		目合：1mm ・主に河床や水際に生息する魚類の採捕を行う。
定置網		目合：5mm 設置時間：一晚（1 地区当たり 2 本設置予定） ・夜行性魚類の採捕が可能である。 ※設置の際は流路を塞がないように留意する。
サデ網		目合：1mm ・主に河床や水際に生息する魚類の採捕を行う。
延縄		針数：10 本/1 張り（1 地区当たり 2 張り設置予定） 設置時間：一晚（1 地区当たり 2 本設置予定） ・主に夜行性の肉食魚（ウナギ、ナマズ等）を対象とする。
どう		設置時間：一晚（1 地区当たり 2 本設置予定） ・主に夜行性の肉食魚（ウナギ、ナマズ等）を対象とする。
カゴ網		設置時間：1 時間（1 地区当たり 2 個設置予定） ・主に小型のコイ科魚類等を対象とする。
セルビン		設置時間：1 時間（1 地区当たり 2 個設置予定） ・主に小型のコイ科魚類等を対象とする。
地曳網		目合：1mm ・感潮域での底生魚や稚魚の採捕に適している。
稚魚ネット		口径：60cm、目合：0.334～0.335mm ・感潮域での稚魚の採取に適している。

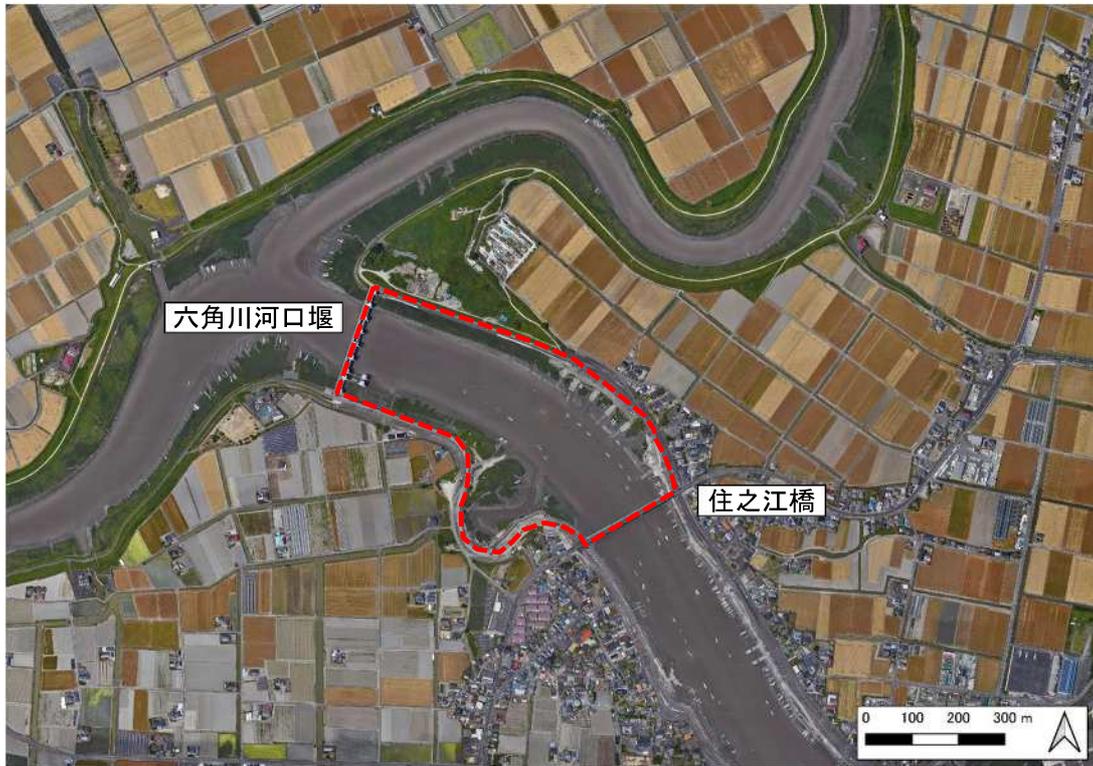


图 1 調査区域

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第66号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、ムツゴロウの資源を保護し、及び育成を図るため次のとおり指示する。

ただし、佐賀県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

令和5年12月13日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉敏和

1 次の区域内においては、ムツゴロウを採捕してはならない。

六角川のうち次の直線A及びBによって囲まれた区域

直線A 佐賀県小城市芦刈町と杵島郡白石町との間に設置されている六角川河口堰の下流端

直線B 佐賀県小城市芦刈町と杵島郡白石町にかかる住ノ江橋下流端

2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。